



Title	農業協同組合の組織論に関する覚え書き
Author(s)	宮崎, 隆志
Citation	社会教育研究, 8, 65-71
Issue Date	1988-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28464
Type	bulletin (article)
File Information	8_P65-71.pdf



[Instructions for use](#)

農業協同組合の組織論に関する覚え書き

宮崎隆志

1. はじめに

戦前期におけるわが国の協同組合をめぐる理論的課題の一つが、いわゆる「協同組合主義イデオロギー」の批判にあったことは大方の認めるところであろう。近藤康男氏や井上晴丸氏らが提起した、社会的総資本の蓄積過程における協同組合存立の合法則性は、いうまでもなくかかる批判の出発点をなしている。戦後においても農業協同組合（以下、農協と略）をめぐるのは、独占資本や国家との関係の解明が分析の主要な課題とされており、いわば「官僚的に保育」される客観的根拠を解明することにより、農協に対する「幻想」を消失させることに力点があったという意味では批判の視角は共通しているといえる。

しかし、イデオロギーが意識形態としての現象形態である以上、その批判は本質の暴露にとどまらず、客観的な関係が転倒して意識される理由の解明をなしうるものでなければならない。換言すれば農協の体現するイデオロギーが正当性を獲得するメカニズムを解明しうるものでなければならないのであるが、その「メカニズム」の成立が、農民による承認、同意を不可欠の条件としているとすれば、分析の焦点は農民が同意を与える過程におかれることとなる。この点に関しては美土路達雄氏の指摘が想起されねばならない。周知のように美土路氏は近藤氏批判において、社会的総資本の蓄積と個別資本としての協同組合の資本蓄積の問題を区別したうえで、後者の内部構造、特に農民が協同組合に組織化される論理を解明すべきことを主張している¹。氏の指摘を踏まえれば、上述の過程は農民が組織化され、農協運動の担い手としてエネルギーを発揮していく過程（協同組合としての資本蓄積過程）であり、あるいは逆に協同組合が農民のエネルギーを吸収し、統合していく過程としてとらえることが可能であるし、また必要であろう。かかる分析を踏まえることにより、農協が何故「官僚的に保育」され「安定装置」化するのか、それを「抵抗装置」化（農協民主化）する主体的条件はなにかといった問題に接近することができるように思われる。小論はいくつかの組織論よりつつ、以上に関する論点を整理するための覚え書きである。

2. 組織論の展開

いうまでもなく協同組合は資本制企業とは異なる形態的特徴（例えば協同組合原則）をもっている。両者の差異を「結合」論理の差異として指摘したのが東畑精一である。東畑の協同組合把握の特徴は、

資本制企業における物象を媒介にした結合と対比しつつ、協同組合における結合を人格的な関係とする点にある。かかる理解の背景には、明治末期の産業資本の確立以来、日本資本主義は「二元的構造」を呈し始め、その下で農村は「取り残された犠牲たるの地位、即ち資本主義の領外の顧客たるの地位に置かれ始めた」² とする認識が存在しており、それ故「農業経営自体は未だ以て資本主義的世界と遠く離れ」³ たものとして把握されることになる。東畑はさらに、農業経営がかかるものであるが故に同一地域に居住することによって特定された人格の結合（地縁的団結）は、観念的結合の側面においても強固であるとし、それを協同組合の存立をささえるものとして指摘している。

このように東畑は、同一地域に居住する特定人格の結合に協同組合の組織的特質を見いだすのであるが、この結合を協同組合が非資本主義的に成長する要素とするに至ることにより、近藤氏による批判（「特定人格の結合という歴史性を脱却した抽象的要素から発展を説明することはできない」⁴）を招くことになる。近藤氏の批判は「協同組合の本質はかかる結合のしかたにおける強制の程度にあるのではなくて、こうした結合を通してそれが今日の社会において果たすところの機能に求めなくてはならない」⁵ との視点から、社会的総資本の蓄積過程における協同組合介在の合理性を解明することによってなされていくのであるが、ここでは近藤氏が協同組合を組織する主体の「独自性」を強調していたことだけを確認しておきたい。

即ち、近藤氏によれば協同組合の内部組織における平等・自由の原則は、組合員の中小産者という事実上の平等的関係に経済的基礎をおくところの人格権に基づくのであり、協同組合は本来かかる人格権をになう独立した人格者によって組織されるが、同時にそれは「構成員が置かれているところの生産関係、即ち階級性をそのまま維持しつつ」⁶ 保たれた独自性である。これはいうまでもなく、協同組合における結合が、新たな生産関係であるかの如くいう協同組合主義に対する批判であるが、資本主義的結合の「根本観念」を個人の絶対的自由にみつ、それと対比するかたちで協同組合的結合の特性を説く東畑に対する批判であることも明白であろう。ここにいたり両者の分岐点は、協同組合を組織する主体（「人格」）の歴史的、社会的性格の評価にあることになる。単純化していえば、地縁的、部落的な結合と その下での農民の非自立性を重視する東畑と、地主－小作の階級関係に規定されつつも形式的な自立性を付与された主体として農民を把握する近藤氏との区別が可能であろう。この二つの視点は今日にいたるまで、農協組織論をめぐる二つの潮流として命脈を保ってきたように思われる。

農協が部落組織を基盤にもつことの意味を強調する論者として、例えば石田雄氏をあげることができる。石田氏は農協末端としての部落組織について、それは「近代自然法の洗礼を受けた後の、すなわち内部に個人対集団あるいは個人対個人という対抗関係をふくんだ上での集団人格の問題であるとはいひ難い面を備え」たものであり、部落的連帯感情や部落意識に支えられた自然集団としての性格をもつものとみなす⁷。農協はかかる部落集団を把握する（農民を組合員としてではなく「部落民」として一括把握する）ことにより、その組織統制力を強化することができ、同時に「成員の自発性に支えられた価値合理性による制約をうけることなくして、組織としての自己目的化とそれに伴う官僚主義化を強化させ

る傾向」⁸をもつと指摘する。農協の官僚的支配の基底が部落秩序にあるとする限りでは近藤氏との共通性を指摘できるし、むしろその点を強調すべきであるが、近藤氏が戦後の分析においても部落の「地主的・富農的・商人的秩序」を重視するのに対し、石田氏の場合はそのような「封建性」よりは、それが除かれた後も存続する「自然集団」としての連帯意識、およびその下での自発性の欠如を重視するという差異を指摘できよう。石田氏の指摘はかかる点に力点があったために、「封建性」が一掃された今日においても有効性を保っている。

農協と部落組織との関連に関しては、斎藤仁氏も同様の把握をしている。斎藤氏は農協の成立に関し、部落における倫理的人格の関係としての共同関係、および成員を越える権限としての村落の上部構造（行政権、司法権、立法権、財政権）が村落の平等主義をもたらしていたことを重視し、それをもって農村協同組合の基礎とみなしており⁹、その限りでは石田氏と共通する点も多い。しかし、そのことがもつ社会的機能という点では、石田氏とは逆の評価であり、むしろ東畑との連続性をみるべきであろう。例えば斎藤氏は、1970年代後半から農協が部落の再組織にのりだした事実をふまえて、部落の平等主義が農協の運営の中に入り込み、その結果、客観的には農協が社会的バッファーとしての役割を果たすようになることを予測する。この点に関して石田氏は先の分析を踏まえて、部落組織を抵抗組織としてみることの危険性を指摘しており、斎藤氏の意図が部落組織を抵抗組織として規定することにあるわけではないとしても、斎藤氏のいうバッファー機能を農協にみることを許さないといえよう。両者は、部落組織が「独自のシンボル」（斎藤）をもち、その下へ個人を統合する機能に着目する点では共通するが、一方がそれを官僚的支配の根拠として否定的にみるのに対し、他方がそれを選別政策の貫徹を妨げるものとして肯定的にみるという違いを示すといえよう¹⁰。

これらの議論に対し、美土路氏は農協組織の成立を、部落集団にみられる「古い共同」とは区別される「新しい協同」に求めている¹¹。美土路氏は「新しい協同」の本質を「まず第一にその社会運動的な性格にあり、そしてつぎの経済的側面についていえば、その役割は生産・流通の集積ないし社会化とそれにもとづく生産力の増大にある」と指摘しているが、ここで注目したいのは、氏が組合員たる農民を「社会運動」を担い、社会化を推し進めていく力量をもった主体として把握している点である。その意味では「新しい協同」はかかる主体によって担われる協同的結合である。そして氏が「協同組合とは、一応小農の近代的所有と商品生産にもとづき、しかもそれが大規模な資本制的社会化によってうながされ、媒介されてきた組織なのである」と述べるとき、農地改革によって産み出された戦後自作農、および主産地化をもたらした商業的農業の展開に対する積極的な評価に支えられて、かかる主体把握がなされていることをうかがうことができるであろう。勿論、美土路氏も現実の農協に「古い共同」の側面が存在することは認めるが、それは「しのびこんだ」ものであり、農協組織の成立はあくまでも独立した生産者の自主的な結合の側面にもとめるべきであるとする。

美土路氏の把握は以上のように、組合員の自立性、主体性を強調する点において、東畑氏等とは勿論のこと、その自立性が形式的でしかないとした近藤氏とも明確に区別される。それにより、社会的総資

本の循環過程において協同組合が介在する合理性に関しても、美土路氏の場合は農民の「二重性格の矛盾」から説明されるという特徴をもっている。氏は「協同組合資本の反対物への転化傾向」を説くに際し、農民の労働者的性格（自己労賃水準の切り下げ）を根拠としているが¹²、これは農協が「独占資本の吸上げパイプ」となる理由を、あくまでも自立した農民の主体的行為との関連によって説明しようとするものといえる。氏の農協論はかかる主体的媒介の論理を内に含むものであったが故に、「農協運動を農民運動として展開すべき可能性を大きく潜ませている」¹³（その正当性は別にして）との評価を下すことができたように思われる。

さて、以上より農協組織論をめぐる一つの論点は、組織を構成する主体の性格規定にあることが確認されよう。一方の極には「近代自然法の洗礼」を未だうけぬ「部落民」としての把握があり、他方の極には「近代的所有と商品生産」により自立性、独立性を付与された主体としての把握が存在する。かかる主体把握の相違は、農協運動に組合員が同意を与えるメカニズムの理解に違いをもたらし、さらには官僚的支配が成立する論理の相違に結びつかざるをえない。それ故、この論点は「農協民主化論」としても肝要といえる。例えば石田氏は個人の自立性の獲得により、農協を組織として客観化する可能性が生ずることを指摘し、栗原百寿も部落における自由で自主的な農民の団結によって農協自身の積極的前進（農協民主化）が可能であるとしている¹⁴。その際、問題となるのは農民が自立性、自主性を獲得していく方途であり、また獲得される自立性そのものに関する評価であろう。このようにみれば、戦後自作農の性格規定、および分解メカニズムの変化に関する評価を欠落させては、農協組織論は展開できないことになる。

3. 民主的農協と農民の自立化

農協の民主化を農民の人格的自立化と関わらせて理解しようとする論者として太田原高昭氏をあげることができる。太田原氏は、複合経営の展開に注目しつつ、それは農業経営の単なる一形態ではなく農業解体への抵抗の一形態であり、農業経営の自立化（中農化）をめざす「農民の自覚的な人格的自立化運動」として把握されねばならないことを強調する¹⁵。そしてそれが家族員の労働を通じた自立化を実現することにより、個々の家族員が専門的担当者として生産部会等の場で横に結びつき、農協民主化の基礎をつくりだすこと、および事業面においてもそれに伴い営農指導事業や販売事業が農協事業の要として位置づけられ、小農経営の補完機能が必然的に明確になることを指摘する。

太田原氏の指摘は農協民主化の必然性を、「組合員個々の主体性とエネルギーに依拠」する複合経営の実践の展開に求める点で、今日の分解動向の下での自立化の方途と農協民主化の過程を具体的に示したものといえる。氏の論旨は明快であり事例分析による説得性ももっているのであるが、小論の関心からすれば、かかるエネルギーを農民が顕在化させる、あるいはそれを「わがもの」として再認識する、その必然性をも探りだすことが必要であろう。例えば、かつて近藤氏が指摘したところの農協のもつ流通

過程からの組合員隔離機能や、石田氏が指摘した補助金を確保するための農協に対する服従といった問題は、農協が組合員の自発性、エネルギーを吸収してしまう機能をもつことを意味していると思われるが、かかる指摘は今日でも有効であろう。そうであれば、そのような機能を乗り越えて農民が自らの力を認識していく条件を明らかにすることが必要であるように思われる。

そのためには、かかる服従の下にいかなる矛盾が存在するのかを検討することが必要であろう。この点に関し、例えば石田氏の場合は、それを組織の矛盾として把握するのであるが、民主化に焦点をあてて考えるならば、検討されるべきは組合員たる農民に内在する矛盾でなければならない。このような視点は、管見の限り従来の農協組織論（組織論一般においても）において一貫して欠落しているように思われる。

この点に関しては、磯辺俊彦氏の指摘が示唆に富む。磯辺氏は戦後自作農制の内部矛盾として「労賃と地代の衝突」をあげ、具体的にはそれを農工間賃金格差に示される農工間の外的矛盾が内的矛盾に転化したものとしての「低賃金・高地代」の構造として把握する。さらにそれを、素材視点も含めて零細農耕の内部矛盾＝農法固定と労働力自立の矛盾的統合として把握したうえで、かかる零細農耕の現実的存続基盤として「むら」の存在（労働する主体にとっての所有の個性性は直ちに集団性であるという所有の重層性）を指摘する¹⁶。氏の主張は、戦後自作農の内在矛盾がかかるものであるが故に、その矛盾の止揚を担う労働する主体は、「むら」的集団性に依拠しつつ農法変革（零細農耕制の止揚）＝集団的土地利用秩序の形成を摸索していかざるをえない、というものである。所有権優位の戦後自作農制を「戦後民主主義の基調をなした」ものと理解するならば、この主張は今日の農工格差構造をも打破する新たな民主的主体の形成を含意するものといつてよいであろう。氏は農協組織の問題に関しては直接、言及しているわけではないが、今日における労働力の自立化が集団的になされ、また新たな民主主義の担い手の形成につながる必然性を示した論理は、当然のことながら農協組織をもその射程に含むものである。そしてそれが労働過程レベル（土地と労働力との結合）をも包括する枠組みとして示されていることが重要であろう。これによってわれわれは、労働する主体としての農民を以上のような内部矛盾をもつ存在として把握することができ、個別経営における土地と労働力の再結合の論理と市場対応の論理、および協同組合組織に対する自立性の獲得の論理を労働力の自立化、労働する主体の自立化として、総体的に把握することが可能となるように思われるからである。

4. おわりに

以上でみてきたように、農協組織論の論点の一つは主体の性格把握をめぐる問題であろう。組織とは関係であり過程であると言われる以上¹⁷、それらを成立させる主体の性格が問題となるのはある意味では当然であるが、小論では主体をいかなる歴史的、社会的規定性をうけた存在として把握するかによって、農協が官僚的支配の道具や独占資本とのパイプとなるメカニズムを説明する論理も異なってくるこ

とを確認したうえで、さらに主体に内在する矛盾との関連において組織の機能変化を把握すべきことを示唆した。後者については検討すべき点の方が多いが、例えば美土路氏が所有において自立しても労働においては非自立の水準を甘受するという農民の性格の故に、反対物への転化傾向が発生するとした点などは、磯辺氏の指摘も踏まえて、あらためて注目されねばならないように思われる。

小論では農協の民主化（「抵抗装置」化）にあたっては、農民の「自立性」が不可欠とされていることも確認した。その際、論者によって「自立」の意味が必ずしも同一ではないにもかかわらず、区別せずに論じてきた。例えば部落組織への従属をいう場合には、社会的な自立が問題とされるであろうし、補助金への従属をいう場合には、経済的のみならず政治的な自立が問題とされねばならない。ここではそれらの「自立」の基底に位置するのは経済的自立であるとの考えから、主として経済的自立に関する議論を検討したのであるが、厳密さを欠くことはいうまでもない。支配機構としての農協をとらえていくためには、精神的生活過程をも含めて、マルクスのいうところの4つの生活過程に対応する主体的媒介の論理が検討されねばならないし、勿論それらの相互関連も問われねばならない。この点に関しては、石田氏の次の指摘も重要であろう。氏は農協の自律性が乏しく、国家機構に大きく依存しているもとは、農協が公共的組織として象徴化されるかぎり、政治性は公共性に転化することを指摘している¹⁸。すでにみたように氏の場合は、農協の基底集団が即自的一体性をもった部落組織であることを前提にしているのであるが、その論理に立てば、社会的自立性の欠如が政治的自立性の獲得に困難をもたらすことになる。国家による公共性の付与を拒否し、組合員の相互承認に基づき公共性を形成していくことが、経済的自立化とともに重要であることを示唆するものといえよう。もっとも今日では、制度資金は勿論のこと、土地改良や技術指導にいたるまでも国家の機能は及んでおり、個別経営レベルにおいても経済的自立と政治的自立は密接にむすびついている。その意味ではかかる検討もやはり、今日の農民に内在化された矛盾の把握からなされねばならないように思われる¹⁹。

注記

1. 美土路達雄「協同組合の組織と経営に関する試論」（協同組合研究所編『協同組合の組織と経営』、御茶の水書房、1957年）
2. 東畑精一『協同組合と農業問題』（1932年、引用は『協同組合の名著 第七巻』家の光協会、1970年より）、31頁
3. 同上、58頁
4. 近藤康男『協同組合原論』（1934年、引用は『近藤康男著作集 第5巻』、農山漁村文化協会、1974年より）、58頁
5. 同上、51頁
6. 同上、59頁
7. 石田雄「農業協同組合の組織論的考察」（『社会科学研究』第10巻第4号、1958年、引用は『農業協

- 同組合論』, 農山漁村文化協会, 1983年より), 157頁
8. 同上, 167頁
 9. 斎藤仁, 「農協の組織論的課題」(農村組織研究会編『むらと農協』, 日本経済評論社, 1979年)
 10. この点を検討するには具体的な政策の意図や農業構造の変動にそくした分析が不可欠であろうが, 仮に両者がその点を欠落させるとすれば, 分析枠に後にふれるような分解論視点が含まれないことがその原因であるように思われる。
 11. 美土路達雄「農民と部落と農協と」(『農業協同組合』1955年8月号)
 12. 美土路達雄「農協の理論と現実」(『農業協同組合』1956年3, 4月号, 引用は前掲『農業協同組合論』より), 84頁
 13. 同上, 63頁
 14. 栗原百寿「部落組織と農業協同組合」(『栗原百寿著作集V農業団体論』, 校倉書房, 1979年)
 15. 太田原高昭『地域農業と農協』, 日本経済評論社, 1979年.
 16. 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』, 東京大学出版会, 1985年.
 17. 石田 雄『現代組織論』, 岩波書店, 1961年, 第一章
 18. 石田, 前掲論文
 19. 小論では農協運動と農民運動との関連や, 一連の農協民主化論における農協労働者の位置付け等の問題については論及することができなかった。農協組織論の展開において, それらの検討は不可欠であると考えているが, その点は今後の課題としたい。